

「商店街チャレンジ応援プロジェクト業務委託」 企画提案募集要項

【参加申込先(書類提出先)及び問い合わせ先】

福岡市 経済観光文化局 総務・中小企業部 地域産業支援課 商店街第2係

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前2丁目 9-28

福岡商工会議所ビル2階

TEL:092-441-3303 FAX:092-441-3211

E-Mail:chiikisangyo.EPB@city.fukuoka.lg.jp

<申込受付、電話問い合わせ時間>

平日の 10時~12時、13時~17時

1 趣旨

この要項は、商店街の人材・人手不足解消につなげるため、福岡市内の商店街等において、イベントを企画・運営できる地域プレイヤーの創出・育成を行い、イベントの収益化などによる自走を図りながら、継続的な地域の賑わいの構築を図るための「商店街チャレンジ応援プロジェクト業務委託」の事業者を選定するための提案競技について、必要な事項を定める。

2 事業の概要

(1) 目的

商店街の人材・人手不足解消につなげるため、福岡市内の商店街等において、イベントを企画・運営できる地域プレイヤーの創出・育成を行い、イベントの収益化などによる自走を図りながら、継続的な地域の賑わいの構築を図ることを目的とする。

(2) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

※本業務の実績が良好であると認められ、かつ、令和9年度以降も本事業が継続されるときは、2回を上限として1年単位で契約を更新することがある。

(3) 提案限度価格

6,100千円(上限額、消費税及び地方消費税を含む。)

※上限額を超える場合は、失格とする。

3 委託の概要

(1) 委託件名

商店街チャレンジ応援プロジェクト業務委託

(2) 委託業務の内容

別紙1「商店街チャレンジ応援プロジェクト業務委託」仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり。

4 提案競技のスケジュール

- | | |
|---------------|-----------------|
| (1) 募集開始 | 令和8年4月30日(木) |
| (2) 質問締切 | 令和8年5月8日(金)17時 |
| (3) 参加申込締切 | 令和8年5月20日(水)17時 |
| (4) 参加辞退締切 | 令和8年5月21日(木)17時 |
| (5) 企画提案書提出締切 | 令和8年5月26日(火)17時 |
| (6) 企画提案競技審査会 | 令和8年6月3日(水)予定 |
| (7) 最優秀提案者決定 | 令和8年6月4日(木)予定 |
| (8) 契約締結 | 令和8年6月5日(金)予定 |

※説明会は開催しない。

※ 応募多数(7社以上)の場合は一次審査(書類審査)を実施する場合がある。

この場合、上記スケジュールが1、2週間延期となる可能性がある。

5 この提案競技に参加する者に必要な資格

次の各号に掲げる資格を有する者でなければ、この提案競技に参加することはできないものとする。

複数の事業者が共同企業体（以下、「JV」という。）として参加する場合は、JV のすべての構成員が次のすべてを満たしている必要がある。なお、JV として参加する場合は、構成員のすべてがその他の JV の構成員及び提案者になることはできない。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の4に該当する者でないこと。
- (2) この企画提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、福岡市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置または排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領は福岡市契約情報 HP を参照のこと

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html

- (3) この企画提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (4) 市町村税を滞納していない者であること。（福岡市内に事業所がない場合、本社所在地で滞納していないこと）。
- (5) 消費税および地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者または会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7) 法人格を有する者であること。

※なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合または提出した書類または電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

6 質問書の提出

提案を行うにあたり疑義が生じた場合は、質問書（様式1）に記載の上、当該質問書を電子メールで提出すること。電子メール送付後は、下記(2)に記載の電話番号に連絡すること。

- (1) 提出期限

令和8年5月8日（金）17時

- (2) 提出先

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前2丁目 9-28 福岡商工会議所ビル2階

福岡市経済観光文化局総務・中小企業部地域産業支援課商店街第2係

電子メール：chiikisangyo.EPB@city.fukuoka.lg.jp、電話番号：092-441-3303（直通）

- (3) 質問に対する回答

回答は、令和8年5月15日（金）までに福岡市ホームページ（創業・産業・ビジネス > 入札・契約・公募 > 各所管課が公募する競争入札、提案競技等）に掲載予定。

7 参加申込

(1) 参加申込期限・方法

令和8年5月20日(水)17時までに、下記「(2) 提出先」に「(3) 提出書類」を電子メールで提出すること。標題は「【商店街チャレンジ応援プロジェクト業務委託】提案競技への参加申込(提案者名)」とすること。電子メール送付後は(2)に記載の電話番号に連絡すること。「(3) 提出書類」の原本については、令和8年5月22日(金)までに、特定記録または簡易書留で郵送すること(当日必着)。なお、やむを得ず持参する場合は、「(2) 提出先」に記載する住所へ持参すること(受付時間:平日10時~17時)。

(2) 提出先

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前2丁目9-28 福岡商工会議所ビル2階
福岡市経済観光文化局総務・中小企業部地域産業支援課商店街第2係
電子メール:chiikisangyo.EPB@city.fukuoka.lg.jp、電話番号:092-441-3303(直通)

(3) 提出書類

① 提案競技参加申込書(様式2)

※提案競技審査会の実施日時点で「ふくおか『働き方改革』推進企業認定事業」の認定を受けている場合は、提案競技において加点対象となるため、認定の有無を記載すること。

② 会社概要(パンフレットなど)

③ 以下、ア~キの書類一式。ただし、ア~ウについては、提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること。なお、「令和7・8・9年度福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」に登録されている者であり、当該登録の有効期間内にこの提案募集の公示日が含まれている者にあつては、ア~キの提出を免除する。

ア 登記事項証明書

※法務局発行の「現在事項全部証明書」又は「履歴事項全部証明書」を提出すること。

イ 市町村税を滞納していないことの証明

※福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税及び延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

※上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことを確認できるものを提出すること。

ウ 消費税及び地方消費税納税証明書

※本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

※証明書の種類は、「納税証明書(その3)」又は「納税証明書(その3の2)(その3の3)」を選択すること。

エ 委任状(様式3)

※この提案競技の案件に係る福岡市との取引を代理人(支店長、営業所長等)に行わせる場合のみ提出すること。

オ 誓約書(様式4)

カ 役員名簿(様式5)

※代表者及び役員(エの委任状を提出する場合は代理人(支店長、営業所長等)を含む。)の氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。

※この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

キ 直近の決算2年分の財務諸表の写し

※貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

④ 共同提案者構成表(様式6)

※複数の者で共同提案を行う場合のみ提出すること。

(4) 提出部数

原本:1部

電子データ:各1ファイル

(5) 留意事項

- ① JV として参加する場合は、代表事業者が書類を取りまとめて提出すること。(3)②~③はすべての構成員が提出すること。
- ② 提案書類の提出後の内容変更は認めない。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではない。
- ③ 提出書類は返却しない。
- ④ 提出書類は、提案審査の事務に必要な場合複製することがある。
- ⑤ 提出書類は、福岡市情報公開条例第7条に定める非公開情報(個人情報や法人等の利益を害するおそれがある情報など)を除き、公開の対象となる。
- ⑥ 申込後、前述の参加資格(「2 参加資格」参照)を満たしていないことが明らかになった場合は、当該参加申込は取消しとなる。

8 参加辞退

提案競技参加申込書を提出した者のうち、やむを得ない事情により提案競技への参加を辞退する場合は、令和8年5月21日(木)17時までに、メールで「9(2)提出先」まで提案競技参加辞退届(様式7)を提出すること。

9 企画提案書の提出

(1) 提出期限・方法

令和8年5月26日(火)17時までに、下記「(2)提出先」に「(3)提出書類」を電子メールで提出すること。標題は「【商店街チャレンジ応援プロジェクト業務委託】企画提案書(提案者名)」とすること。電子メール送付後は(2)に記載の電話番号に連絡すること。「(3)提出書類」の原本については、令和8年5月28日(木)までに、特定記録または簡易書留で郵送すること(当日必着)。なお、やむを得ず持参する場合は、「(2)提出先」に記載する住所へ持参すること(受付時間:平日10時~17時)。

(2) 提出先

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前2丁目9-28 福岡商工会議所ビル2階

福岡市経済観光文化局総務・中小企業部地域産業支援課商店街第2係

電子メール:chiikisangyo.EPB@city.fukuoka.lg.jp、電話番号:092-441-3303(直通)

(3) 提出書類

① 企画提案書

提出する書類の規格は、印刷する際にA4版横、横書き、両面印刷、上2箇所綴じを想定した電子データとする。表紙、企画提案書本文等を含め20ページ以内で作成すること。

② 同種又は類似業務の実績表(様式8:実績がない場合は提出不要)、見積書(様式9)

(4) 提出部数

原本:正本1部、副本5部

電子データ:各1ファイル

10 企画提案

以下の項目を企画提案書に明記すること。企画提案書作成にあたって、(1)～(5)については、その記載順を示すものではないため、企画提案競技の際、説明しやすい順番に入れ替えることは可能とする。

(1) 企画提案内容

- ・本事業の提案にあたっては、提案者自らが本事業の趣旨を踏まえたキャッチコピーを設定し、当該キャッチコピーを軸として、別紙1「仕様書」の記載内容に基づき、事業内容及び実施手法を具体的に提案すること。
- ・経費の見積については様式9で提出すること。

(2) スケジュール

- ・本業務の工程表を明記すること。

(3) 実施体制

- ・人員配置及び具体的な担当業務(役割分担)

(4) 追加提案

- ・事業効果を更に引き出すための独自の取組み内容

※全体にわたって参加者名(企業名)がわかるような記述を一切しないこと。やむを得ず記述した場合は、副本については黒塗し、わからないようにすること。

11 一次審査(書類審査)

応募者が多数の場合(7事業者以上)は、提出書類をもとに、別紙2「評価表」に基づいて書類審査を行い、プレゼンテーション対象事業者を6事業者程度に選抜することがある。

一次審査を実施する場合は、その旨を事前に連絡する。また、一次審査の結果及びプレゼンテーション参加事業者への連絡も別途行う。

12 企画提案競技審査会

(1) 日程

令和8年6月3日(水) 予定

(2) 場所

福岡商工会議所ビル2階 第2研修室
(福岡市博多区博多駅前2丁目 9-28)

(3) プレゼンテーションの時間

25分程度(提案書説明15分、質疑応答10分程度を予定)

※出席者は、1社3名まで(複数の者で共同提案を行う場合も同じ)とする。

※プロジェクター等の使用については参加申込時に相談すること。

※プレゼンテーション途中で持ち時間(15分)を経過した場合、プレゼンテーション時間の延長は行わない。

※プレゼンテーション実施の詳細(集合時間等)は、令和8年5月22日(金)までに、参加者宛に電子メールで通知する。

(4) 選定方法

最優秀提案者を選定するために福岡市が設置する審査会において、事業者から提出された企画提案書その他資料を基に、別紙2「商店街チャレンジ応援プロジェクト業務委託」企画提案評価表(以下「評価表」という。)の評価基準に基づき、企画提案書の内容について審査を行い、最も得点が高いものを最優秀提案者とする。

※評価が一定基準に満たない場合には、最上位者であっても最優秀提案者とならない。

※評価点が高点の場合は、重要項目の評価点が高い者を上位とし、重要項目の評価点も同点の場合は、審査員が協議のうえ決定する。

(5) 結果通知

令和8年6月4日(木)以降に電子メール等で担当者に連絡する。また、併せて福岡市ホームページにおいて公表する。

※審査結果の通知後に、資金事情の悪化等により業務の履行が確実にないと認められるとき、また著しく社会的信用を損なう等、業務受託者として不適切と認められる事情が生じたときは、決定を取り消すことがある。

13 採点方法及び契約相手方の決定方法

(1) 採点方法

別紙2「評価表」の配点により、提案内容がどの程度優れているかによって委員が採点を行い、最も得点の高い提案者を契約相手方候補とする。

(2) 最低基準について

以下のとおり、最低基準を設ける。

採点が6割に達しないときは、最優秀提案者とししない。

(3) 契約相手方の決定方法

最高得点者が複数のときは、審査員が協議のうえ決定する。

(4) 決定後の手続

審査会での選考に基づき、最も優秀と認められる事業者を決定し、当該事業者と最終的な仕様等の協議を行い、業務委託契約手続を行う。なお、契約締結に至らない場合は、次点の者と業務委託契約手続のための協議を行う。

14 その他の留意事項

(1) 1事業者1提案とし、1事業者から複数の提案は認められないものとする。

(2) 本提案書作成に関する費用については、すべて提案者の負担とする。

(3) 提出された提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任を持って必ず履行できる内容とする。

(4) 必要に応じて追加資料の提出を求められることがある。

(5) 提出書類に虚偽の記載があったとき、提出書類の受付期間内に必要な書類が揃わなかった場合、審査員等に対する不正な行為が認められた場合、その他不正な行為があった場合や、見積額が「2(3)

提案限度価格」に定める額を超えている場合、並びに事業推進に必要な手続きを行わない場合は失格とする。

- (6) 選定結果に関する質問には一切回答しない。
- (7) 本書を他の目的のために使用することは禁止する。
- (8) 選定された提案は、福岡市との協議により、内容の変更を求められることがある。
- (9) 別紙I「仕様書」の業務内容については、現時点で必要と思われる内容を提示しており、契約締結の際に契約交渉者と協議の上、変更することがある。
- (10) 本委託業務の全部を第三者に再委託することは禁止する。

【資料】

別紙1 「商店街チャレンジ応援プロジェクト業務委託」仕様書

別紙2 「商店街チャレンジ応援プロジェクト業務委託」企画提案評価表

【様式】

- 様式1 提案競技質問書
- 様式2 提案競技参加申込書
- 様式3 委任状
- 様式4 誓約書
- 様式5 役員名簿
- 様式6 共同提案者構成表
- 様式7 提案競技参加辞退届
- 様式8 同種又は類似業務の実績表
- 様式9 見積書